

枚方市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(枚方市事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市事務決裁規程（平成2年枚方市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び統括課長代理」を「、統括課長代理及び係長」に改め、同条第6項中「課長若しくは統括課長代理」を「課長を置き、若しくは、統括課長代理若しくは係長」に、「課に統括課長代理」を「課に統括課長代理若しくは係長」に、「又は統括課長代理専決事項」を「、統括課長代理専決事項又は係長専決事項」に改める。

別表第1の1の表(1)表17の項中「開発調整委員会付議事項及び」を削り、同表備考を削り、別表第1の3の表(1)表中備考1を削り、備考2を備考とする。

別表第1の3の表(2)表を次のように改める。

(2) 支出管理

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括 課長代理	係長
1	支出負担行為をすること。ただし、契約の締結が支出負担行為であるものについては、その原因となる事務事業の施行を決定すること。 (1) 報酬（職員課長専決事項、教育政策課長専決事項及び教職員課長専決事項を除く。） (2) 共済費（職員課長専決事項を除く。） (3) 災害補償費 (4) 報償費 (5) 旅費（職員課長専決事項、教育政策課長専決事項及び教職員課長専決事項を除く。） (6) 交際費	100万円以上	50万円以上100万円未満	20万円以上50万円未満	5万円以上20万円未満	5万円未満	
		5万円以上	1万円以上5万円未満		1万円未満		

(7) 需用費						
イ 燃料費						○
ロ 光熱水費（総務管理課長専決事項を除く。）						○
ハ 食糧費	20万円以上	10万円以上20万円未満		1万円以上10万円未満	1万円未満	
ニ その他	1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	200万円以上500万円未満	30万円以上200万円未満	30万円未満	
(8) 役務費						
イ 通信運搬費（総務管理課長専決事項を除く。）				○		
ロ その他	1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	200万円以上500万円未満	30万円以上200万円未満	30万円未満	
(9) 委託料						
イ 私人への徴収又は収納及び支出事務の委託	○					
ロ その他の事務事業の委託	5,000万円以上15,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	100万円以上1,000万円未満	100万円未満	
(10) 使用料及び賃借料						
イ 工事の施行に伴う不動産の借受け	5,000万円以上	2,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満		
ロ イ以外の不動産の借受け	200万円以上	200万円未満				
ハ その他の使用及び借受け	1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	200万円以上500万円未満	30万円以上200万円未満	30万円未満	
(11) 工事請負費						
イ 小規模工事に関する契約規程（平成23年枚方市				○		

	訓令第7号)に定める小規模工事(以下「小規模工事」という。)の施行					
	ロ その他の工事(単価契約による請負工事を除く。)の施行	5,000万円以上 15,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満
(12)	原材料費	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	200万円以上 500万円未満	30万円以上 200万円未満	30万円未満
(13)	備品購入費	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	200万円以上 500万円未満	30万円以上 200万円未満	30万円未満
(14)	負担金、補助金及び交付金					
	イ 普通出張及び市内出張に伴う負担金					○
	ロ イ以外の負担金及び共済傷害見舞金	5,000万円以上	2,000万円以上 5,000万円未満	200万円以上 2,000万円未満	200万円未満	
	ハ 補助金	20万円以上	20万円未満			
	ニ 交付金		○			
(15)	扶助費					
	イ 市が独自に行う施策に係るもの(支出の根拠及び支出額が条例又は規則で定まるものを除く。)		○			
	ロ イに規定するもの以外のもの				○	
(16)	貸付金	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	200万円以上 500万円未満	30万円以上 200万円未満	30万円未満
(17)	補償金及び補填金					
	イ 工事の施行に伴う移転補償金	5,000万円以上 15,000万円	2,000万円以上 5,000万円	1,000万円以上 2,000万円	1,000万円未満	

		万円未 満	円未満	円未満			
	ロ 補填金	1,000万 円以上	500万円 以上 1,000万 円未満	200万円 以上500 万円未 満	30万円 以上200 万円未 満	30万円 未満	
(18)	償還金、利子及び割引料						
	イ 過誤納に係る還付金						○
	ロ その他	1,000万 円以上	500万円 以上 1,000万 円未満	200万円 以上500 万円未 満	30万円 以上200 万円未 満	30万円 未満	
(19)	投資及び出資金	1,000万 円以上	500万円 以上 1,000万 円未満	200万円 以上500 万円未 満	30万円 以上200 万円未 満	30万円 未満	
(20)	積立金						
	イ 基金利子						○
	ロ その他		○				
(21)	寄附金	1,000万 円以上	500万円 以上 1,000万 円未満	200万円 以上500 万円未 満	30万円 以上200 万円未 満	30万円 未満	
(22)	公課費						○
(23)	繰出金		○				
2	契約（別表第2の5の表(6)表10の項の承認を要するものを除く。）を締結し、又は解除すること。 (1) 需用費 イ 消耗品費 (イ) 新聞、追録及び音楽CD (ロ) 80万円未満の書籍（辞典及び加除式台本を除く。） (ハ) 5万円未満の自動車用部品 (ニ) 単価契約のあるもの及び単価契約のないもので1万円未満のもの						○ ○ ○ ○

定めのあるもの及び30万円未満のもの						
(3) 委託料						
イ 工事の施行に伴うガス管、水道管等の移設工事の委託	5,000万円以上15,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満		
ロ 30万円未満の委託（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号から第7号までの規定に基づく随意契約によるものに限る。）					○	
ハ 単価契約のあるもの					○	
(4) 使用料及び賃借料						
イ 工事の施行に伴う不動産の賃貸借	5,000万円以上	2,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満		
ロ イ以外の不動産の賃貸借		○				
ハ 単価契約のあるもの					○	
(5) 工事請負費						
イ 小規模修繕等の請負					○	
ロ 小規模工事の請負		○				
(6) 原材料費						
イ 単価契約のあるもの					○	
ロ 単価契約のないもので1万円未満のもの						○
(7) 備品購入費						
5万円未満の書籍						○
(8) 扶助費						
30万円未満のもの					○	
(9) 補償、補填及び賠償金						
工事の施行に伴う移転補償	5,000万円以上15,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満		

		満					
3	前項に定める契約の締結に当たり、その契約方法を決定し、及び業者選定を行い、並びに予定価格を決定すること。				○		
4	別表第2の5の表(6)表10の項の規定により契約課が承認した契約を締結し、又は解除し、及びその予定価格を決定すること。				○		
5	30万円未満の情報処理システムの利用及び保守点検委託に係る契約（情報機器の借入に係るものを除く。）を締結し、又は解除し、及びその予定価格を決定すること。				○		
6	支出命令を行うこと。						○

備考 金額は、見積金額、設計金額、予定金額、賃借料の年額若しくは総額又は契約金額による。

別表第1の3の表(3)表21の項を次のように改める。

21	監督職員を指名すること。 (1) 施行工事の監督 (2) 施行工事以外の監督			2,000万円以上	2,000万円未満	○	
----	--	--	--	-----------	-----------	---	--

別表第1の3の表(3)表23の項中「施行工事の」を削り、同項ただし書中「工事検査課長」を「工事検査課専決事項」に改め、同表24の項中「施行工事の」を削り、同項ただし書中「工事検査課長」を「工事検査課専決事項」に改め、同表25の項ただし書中「総務部長」を「総務部長専決事項」に改める。

別表第2の4の表(3)表1の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同表2の項中「、特例療養費」を削り、同表4の項中「標準負担額」を「標準負担額減額」に改め、同表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を削り、別表第2の5の表(6)表3の項を次のように改める。

3	予定価格並びに最低制限価格及び調査基準価格を決定すること。ただし、別表第1の3の表(2)表2の項に定める契約に係るもの及び児童福祉施設等又は放課後子ども課に関する賄材料費に係るものを除く。				○		
---	--	--	--	--	---	--	--

別表第2の9の表(7)表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、別表第2

の10の表(1)表5の項を削り、別表第2の10の表(8)表3の項から6の項までの規定中「開発調整委員会付議事項及び」を削り、別表第2の11の表(7)表3の項中

「

公共事業用地の取得及び交換（これらに伴う補償を含む。）に関する契約を締結すること。	○	
---	---	--

」

を

「

公共事業用地（連続立体交差事業用地等を除く。）の取得及び交換（これらに伴う補償を含む。）に関する契約を締結すること。		○
--	--	---

」

に改め、同表に次のように加える。

8	国道・府道関連事業に係る経由事務を処理すること。			○	
9	国道・府道関連事業用地等の使用等を承認すること。			重 要	軽 易

別表第2の13の表中(4)表を(5)表とし、(3)表を(4)表とし、(2)表の次に次の1表を加える。

(3) 教育委員会事務局学校教育部教育支援室放課後子ども課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	課 長	統括課長代理
1	留守家庭児童会室に関する賄材料費に係る契約を締結し、又は解除すること。		30万円以上	30万円未満	
2	前項に定める契約の締結に当たり、その契約方法を決定し、及び業者選定を行い、並びに予定価格を決定すること。			○	

別表第3の13の項中「土木部長及び用地課長にあっては、連続立体交差事業」を「連続立体交差事業、国道・府道関連事業」に改め、「土木部長 用地課長」を削り、同表27の項第4号を次のように改める。

(4) 手数料又は保険料（30万円未満に限る。）に係る契約の締結（別表第2の5の表(6)表10の項の承認を得ているものを除く。）を要する事務事業の施行

(枚方市庁内委員会規程の一部改正)

第2条 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表その3の表開発調整委員会の項を削る。

(枚方市公印規程の一部改正)

第3条 枚方市公印規程（昭和58年枚方市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中51の項を削り、52の項を51の項とし、53の項から58の項までを1項ずつ繰り上げ、59の項を削り、60の項を58の項とし、61の項から78の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2中第51号を削り、第52号を第51号とし、第53号から第58号までを1号ずつ繰り上げ、第59号を削り、第60号を第58号とし、第61号から第78号までを2号ずつ繰り上げる。

(グループ制による事務処理に関する規程の一部改正)

第4条 グループ制による事務処理に関する規程(平成21年枚方市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。